

避難行動要支援者の避難支援プラン (全体計画)





取手市



もくじ

第1章 総則

- 1 支援プラン作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 平常時の体制

- 1 市の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 避難行動要支援者への避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 支援団体・支援者を核とする支援体制の確保・・・・・・・・・・ 5

第3章 災害発生時の対応

- 1 「自助」・「共助」・「公助」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 避難支援者自身と避難行動要支援者の安全確保・・・・・・・・・・ 7
- 3 避難時や避難所を中心とした生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 生活再建の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 災害に関する情報

- 1 避難に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 災害時避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 福祉避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 水害時避難施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 災害に備えて用意しておくもの（チェックリスト）・・・・・・・・ 24
- 6 災害情報の入手と連絡方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

資料

避難行動要支援者台帳	27
高齢者台帳	29

第1章 総則

1 支援プラン作成の目的

近年の地球温暖化に伴う気象変化により、新潟県、福井県、奄美地方での豪雨災害をはじめ、台風による水害や新潟県中越地震等、全国各地で大きな災害が相次いで発生しました。

これらの災害では、多くの高齢者や障がい者等が逃げ遅れ、また、避難先での疲労やストレスにより亡くなっています。

特に、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、マグニチュード9という巨大なもので、本市では、井野地区で震度6弱、寺田地区及び藤代地区で震度5強という極めて大きな震度が観測され、道路損壊221か所、ライフライン被害111か所などの甚大な被害を受けました。

また、近隣自治体の災害として、平成24年5月6日には、つくば市で竜巻が発生し、死者1名、負傷者37名、住家等被害860棟（うち全壊157棟）という被害をもたらしました。

このように、大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者の方々は、自力での避難が困難で被害を受けやすい立場にあるため、避難行動要支援者に対する避難支援対策の強化が求められています。

このため、地域住民、関係団体、ボランティアの方々の協力のもと、避難行動要支援者の避難支援対策を具体的に進めていくため、このプランを作成しました。

今後は、この手引きに基づき、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援個別計画の作成を推進していきます。



2 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援(配慮)を要する人」をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者含む難病者等を主な対象とします。

避難行動要支援者とは「要配慮者のうち自ら避難することが困難で避難に支援を要する人」をいいます。

要配慮者の中には、避難勧告等の情報を認知することや避難行動を開始することには支援(配慮)を要するが、自らの力で避難行動が可能な方も含まれます。

また、一方で避難行動要支援者は、自力で避難行動することが困難であり、立ち上がり・歩行介助、避難所までの誘導等が必要となるため、重点的・優先的な支援が必要となります。

《 要配慮者 》

- ☆ 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援(配慮)を要する人。
一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者含む難病者等を主な対象とします。

《 避難行動要支援者 》

- (1) 立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者(要介護認定3～5の認定を受けている者)
- (2) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く)
- (3) 療育手帳(A)、Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者
- (7) 前各号に関わらず、本人や家族等により自ら避難することが困難な状態であると判断された者で、避難行動要支援者台帳への登録を希望する者



第2章 平常時の体制

1 市の体制

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、平常時には以下の体制をとります。

(1) 避難行動要支援者台帳の作成

- 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るために特に支援を要するものの把握に努め、避難の支援・安否の確認並びに生命又は身体を災害から保護するために、以下の事項が記載された支援の基礎となる台帳を作成します。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする理由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

※既に避難行動要支援者台帳に登録した方は、内容に変更がない限り、改めて再登録をする必要はありません。

(2) 社会福祉施設等の安全体制の確保

- 体制：総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部
- 事業内容：震災対策計画の策定、災害情報伝達体制の整備

(3) 避難行動要支援者避難支援チームの設置

- 体制：総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部
- 事業内容：民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等と協力し避難支援チームを設け、避難行動要支援者とのコミュニケーションをとります。そして非常時には、安全な避難所に誘導します。

(4) 避難支援プラン推進のための情報収集

- 体制：市関係各部、防災関係機関
- 事業内容：民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者台帳を作成し、情報の収集と共有に努めます。
なお、それらの情報は福祉関係部局と防災関係部局との連携により、消防団員、警察等に情報提供し、避難行動要支援者の安否確認や避難活動のために活用します。

(5) 避難支援プランの具体化（全体計画から個別計画へ）

- 体制：市関係各部、防災関係機関
- 事業内容：民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者が避難する際の支援内容、支援者の人数といった対応策を含む個別計画へと移行していきます。

(6) 避難行動要支援者への緊急通報

- 体制：総務部、福祉部、健康増進部、消防本部
- 事業内容：避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報伝達体制の整備に努めます。また、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの整備に努め、特に、高齢者や障がい者に対して緊急通報システムへの加入を促します。

(7) 避難行動要支援者に配慮した避難所運営の整備

- 体制：総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会
- 事業内容：避難行動要支援者に対し、災害の情報を正確に伝達すること。また、生活援助物資の備蓄や調達先の確保といった避難所の運営計画を策定します。

(8) 避難行動要支援者に対する防災対策の充実

- 体制：総務部、福祉部、健康増進部
- 事業内容：福祉避難所を指定し、高齢者や障がい者の介護、乳幼児の保育のための資機材を調達し、ボランティア団体へ人材の派遣要請をします。また、重介護を要する方については、市内の介護事業者と協定を結び、福祉避難所として指定するよう努めます。



2 避難行動要支援者への避難支援

風水害や地震等の大規模な自然災害が発生した時、地域の住民が協力し、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の支援活動が迅速に、かつ、円滑に行われるようにするための制度です。

本制度では、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会等を中心とした連携・協力体制を整備し、避難行動要支援者の住居に駆けつけ、避難行動を支援する避難支援者を選定します。

(1) 避難支援者の役割

避難支援者は、災害発生時に避難行動要支援者宅に駆けつけ、避難場所へ誘導を行います。

誘導が困難な場合には、市災害対策本部、自主防災組織、民生委員児童委員等に連絡をとります。

(2) 避難行動要支援者情報の把握と共有

災害が発生した時、避難行動要支援者の避難行動、安否確認等の支援を円滑に行うため、避難行動要支援者台帳に基づき、必要な情報を整理・把握します。

なお、避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者台帳が避難支援活動に利用されることについての承諾を得られた場合は、行政機関や民生委員児童委員だけでなく、個人情報保護の協定締結を行った自主防災組織等とも情報を共有します。

3 支援団体・支援者を核とする支援体制の確保

- ◆ あらかじめ自主防災組織、自治会・町内会毎に、支援メンバーが集まる場所を決めておきましょう。
- ◆ 自主防災会、自治会・町内会等は、災害時にも迅速かつ的確な対応ができるように、日頃から必要な知識の習得や地域の危険個所の確認や改善に努めましょう。
- ◆ 災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努めましょう。
- ◆ 近隣の自主防災組織や近隣地域とのつながりを形成することも大切です。



第3章 災害発生時の対応

1 「自助」・「共助」・「公助」とは

災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれます。

それでは、「自助」・「共助」・「公助」とはどんなことでしょうか。

☆自助：「自助」とは、家庭（自分や家族）で日頃から意識を高め、災害時には事前に避難するなど、自らが災害に備えることです。

- 防災の基本は、「自分の身は、自分で守る」ことです。
生活している空間を安全にすることも、自分にしかできないことです。
災害の発生後に家族の安否を確認したり、病気の家族や災害で怪我をした家族への対応が速やかにできるのは自分です。
こうした、自分の手で自分・家族・財産を助ける、備えと行動を、「自助」と呼びます。

☆共助：「共助」とは、自分の身を守ったうえで、地域の方々と協力し合い、ご近所の方の避難に協力するなど、周りの人たちと助け合うことをいいます。

- 災害の発生時や発生後に、自主防災会や自治会・避難支援者などが、自分たちの地域を守るという意識を持ち、みんなで助け合うことが最も大切なことです。
震災のような大きな被害をもたらす災害では、行政（警察や消防、市役所など）は、同時にすべての現場に向かうことはできません。避難所設置や救援物資の到着には時間がかかります。
こうした状況の中で、地域内（ご近所）の方々の救助活動や支援を「共助」と呼びます。

☆公助：「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援活動など、公的支援のことをいいます。

- 大きな災害が発生した時、市・警察・消防・国・県といった行政機関が、ライフラインの確保のため公共企業各社と力を合わせて復旧に努めたり、避難所の設置・救援物資の配布など応急対策活動を行うことを、「公助」と呼びます。

☆自助・共助・公助の連携

- 災害の直後、自分や家族を守るのは、「自助」の力です。
自分ひとりでは対応できない状況になった時、頼ることができるのは、地域の助け合いである「共助」です。
そして、自助・共助・公助が力を合わせ、状況を安定させることから、災害からの復旧・復興へと向かいます。
公助が活動を始めても、被災者の方一人ひとりに援助の手を届けるためには、共助との連携が最も必要であり効果的です。
こうした連携が、地域、そして自分の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。

2 避難支援者自身と避難行動要支援者の安全確保

(1) 地震発生時の安全確保

- ◆ まずは自分の身の安全を守り、災害を拡大させないための行動を考えましょう。
- ◆ 普段から、もしもの時に家の中でどこが安全なのか考えておきましょう。
- ◆ 目や体の不自由な人で、机やテーブルの下に隠れることが困難な場合は、布団の下にもぐり、座布団やクッションなどで頭を守るようにしましょう。
もし、近くに家族や支援者がいれば、丈夫な机やテーブルの下に移動させてもらいましょう。
- ◆ 揺れによるひずみで扉などが開かなくなることを避けるため、出入口の扉や窓などを開け、逃げ場を確保しましょう。

(2) 最初の大きな揺れが収まったら～避難前にすること～

- ◆ すぐにあわてて外に飛び出すと危険です。周りの状況を見て落ち着いて行動しましょう。
- ◆ 火の始末を確実にいきましょう。(ガスの元栓を閉めることも忘れずに)
電力が復旧した際の漏電による火災を防ぐため、避難前に必ずブレーカーを落としましょう。
- ◆ 家を出る前に、家の外の分かりやすいところに、家族の安否情報や避難場所などを記載した紙を貼りましょう。
- ◆ 倒壊した家に閉じ込められたり、家具などに挟まれて動けなくなったりした際には、笛やブザーを準備していれば積極的に活用して助けを呼びましょう。
- ◆ 貴重品、薬、必要な装具など、非常時の持出品がそろっているかを確認しましょう。

(3) 安否確認、救助活動、避難誘導の実施

- ◆ 市や消防、警察等による支援体制が整うまでには、一定の時間を要します。したがって、災害発生直後の避難行動要支援者の安否確認、救助、避難誘導は、地域住民の方々の協力によって対応することが必要です。
- ◆ 自主防災会、自治会・町内会は、あらかじめ市と連携して把握しておいた避難行動要支援者の所在情報をもとに、避難行動要支援者の見回りと安否確認を行ってください。
- ◆ 救助や避難が必要な場合は、迅速に避難行動要支援者を救助し、避難所に誘導します。特に、避難準備情報、避難勧告、避難指示が出されている場合は、直ちに避難誘導を行ってください。
- ◆ 状況が把握できない避難行動要支援者については、消防や警察に救助を依頼します。

(4) 被害状況の把握

- ◆ 避難行動要支援者支援団体、支援者は、避難行動要支援者の負傷状況、健康状態、避難場所、必要物資等の要望について、可能な範囲で詳しく把握するよう努めてください。
- ◆ 避難行動要支援者支援団体、支援者がそれぞれ把握した避難行動要支援者に関する被害情報は、必要な範囲内で共有するよう努めましょう。
- ◆ また、市災害対策本部が市内の被害状況を一元的に把握・管理を行いますので、避難行動要支援者支援団体、支援者が把握した避難行動要支援者の被害状況は本部へ報告してください。

(5) 避難行動要支援者への情報の提供

- ◆ 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは、特に避難行動要支援者の不安感を一層高めることとなります。避難行動要支援者支援団体、支援者は、正確な情報を迅速に提供するよう努めてください。
- ◆ 車いすや紙おむつなどの生活用品を必要とする避難行動要支援者に対しては、それら生活用品の入手先について、早い時期に情報提供するようにしてください。

【避難行動要支援者に提供する主な情報例】

- 避難所の場所
- 避難所への安全な経路
- 家族の安否
- 食料品、生活用品などの物資の入手方法
- 保健、福祉サービス等の生活支援情報
- 診療可能な医療機関



3 避難時や避難所を中心とした生活支援

(1) 避難所の環境整備

- ◆ 避難場所においては、避難行動要支援者が過ごしやすい環境をつくるため、市と連携して避難所の環境整備に努めましょう。
 - ・ バリアフリー化に努め、段差解消のためスロープを設けるなど、通路や廊下の安全確保を図ります。
 - ・ 暑さや寒さへの対策を講じます。
 - ・ カーテンや間仕切りにより、プライバシーの確保に配慮します。
 - ・ 障がい者向けのトイレ、ポータブルトイレの確保を図ります。

【避難所への誘導時及び避難所での支援活動における配慮事項】

区 分	配慮事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体のどの部分が不自由なのか確認をしましょう。 ・ 毛布でくるむ、頭を覆う、おぶいひもでおぶる、複数の人で抱える、車いすや担架を使うといった個人の状態に応じた方法を取りましょう。 ・ 日ごろから服用している薬を携帯しましょう。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒しやすい家具から離れ、頭を守るように支援しましょう。 ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を落ち着かせるようにしましょう。 ・ 必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動しましょう。 ・ 不安のために大声を出すといった異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにしましょう。激しい興奮状態が続く時には家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにしましょう。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由の方は、障害の程度や症状が様々ですので、相手が希望する介助方法に合わせるようにしましょう。 ・ 「〇〇したらいいですか」など具体的な介助方法を尋ねるようにして、相手が簡単に答えられるように心がけましょう。 ・ 誘導の前に必要な福祉用具や持ち出し品（医療・医薬品等）があるか確認しましょう。 ・ 車いすや杖歩行者にとっては、ちょっとした段差や坂道が移動の大きな妨げになります。 ・ 一人での救助・介助が困難な時は、速やかに応援を頼みましょう。 ・ 避難所では、車いすや歩行困難者が動きやすい環境（通路の確保、段差の解消、手すり等の設置等）に配慮しましょう。 ・ 避難所生活における必要な設備や介助を事前確認しましょう。 ・ 避難所には介助者または介助技術を指導できる人材を配置しましょう。

区 分	配慮事項
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目の不自由な方が困っている時は、声をかけてどのようなお手伝いができるかを尋ねましょう。 ・ 座布団などで頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、家の中の安全な場所へ誘導しましょう。 ・ 支援者のひじの上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖（はくじょう）をつかんではいけません。 ・ あらかじめ緊急時のサインやルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示しましょう。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報のほとんどが音声です。聞こえない人は状況がわからず、時に命に関わりますので、手話ができなくても、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボードなど）、身振りなどで状況を知らせ、聴覚障がい者や言語障がい者から依頼があれば、メモなどで情報提供をしましょう。 ・ 本人が「災害時手話ハンドブック」を持っている時は参考にしましょう。
視覚、聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目の不自由な方で声をかけても反応が無い場合、盲ろう者かもしれません。手を握ってから、コミュニケーションを図ってみましょう。 ・ 避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかといったことを、手のひらに文字を書いて伝えましょう。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外見ではわからないので、本人に状況を聞き、どのような配慮を必要としているかを判断しましょう。 ・ 常時、医療機器を使用する方もいるので、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導しましょう。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周りの人たちとのコミュニケーションが難しく、一人で取り残される可能性がありますので、一斉ではなく個別に声をかけてみましょう。 ・ 穏やかにやさしく話しかけましょう。 ・ 痛みがあっても、そのことを伝えられない方もいますので、ケガをしていないかよく確認しましょう。 ・ 急にパニックに陥ることがありますが、安全な場所へ移動して気持ちを静めるようにしましょう。



区 分	配慮事項
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障がいのある人の中には、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱し、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、中には治療や投薬が欠かせない人もいますので、障害に応じた支援を行いましょう。 ・ 緊急連絡カード、療育手帳、笛、ブザー、普段から服用している薬などを携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えをしておきましょう。 ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにしましょう。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動しましょう。 ・ 不安のため大声を出し、異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしてはいけません。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けましょう。連絡がとれない場合は、最寄りの医療機関等へ相談しましょう。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人との交流が苦手、自らの発言が控えめで援助を求めることを遠慮してしまう人も多いため、自然な態度で声をかけましょう。 ・ 緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳、普段から服用している薬等を携帯するよう指示しましょう。 ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけましょう。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動しましょう。 ・ 不安のため大声を出し、異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしてはいけません。 ・ 妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめましょう。 ・ 強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けましょう。連絡がとれない場合は、最寄りの医療機関等へ相談しましょう。

区 分	配慮事項
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導しましょう。
乳 幼 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難しましょう。 ・大人が落ち着いた話しかけやスキンシップをとりましょう。 ・保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求めましょう。 ・避難が長引く時は、ストレスを和らげるために、子どもを遊ばせる時間を作るなどの環境整備をしましょう。また、感染予防や体温保持のための保温、栄養、感染防止、休息などへの配慮が必要です。
妊 産 婦	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒等による流早産のおそれがあるので、家族等が付き添うことが理想です。 ・出産に向けた心身の準備や産後の回復など必要時、医療機関へ連絡をとりましょう。 ・安心して授乳できるプライベートな空間や、子どもの泣き声で周囲に気遣うことへのストレス軽減のため、子どもを持つ家族の部屋等を確保する配慮が必要です。
外 国 人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人に対しては、身振り手振りも含め、あらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいましょう。 ・外国語ができる近隣の住民等の協力を求めましょう。



(2) 避難所における情報や物資の提供

- ◆ 物資の供給場所や供給方法といった情報は、拡声器（音声）だけでなく、ポスターやちらし（文字）も活用し、避難行動要支援者に情報がきちんと伝わるよう配慮しましょう。
- ◆ 避難行動要支援者支援団体、支援者は、ボランティアや地域の方々と協力して、必要な物資を避難行動要支援者に配給してください。

(3) 避難行動要支援者からの要望に対して

- ◆ 避難生活を送っている避難行動要支援者からの要望を把握するため、次のような事項について実態調査を実施し、必要に応じて市や避難所の運営担当へ支援を要請しましょう。

【主な調査項目】

- ◇ 生活に必要な食料品、水、介護用品、生活用品などの物資について
- ◇ 保健・医療・福祉サービスなどの生活支援の必要性について
- ◇ 災害証明の必要性、応急仮設住宅の申し込み希望、空きのある公営住宅の申し込み希望について
- ◇ 災害によるショックといった精神的不安定状況についてなど

- ◆ 調査結果は、避難行動要支援者支援団体、支援者が共有し、巡回相談に役立てましょう。
- ◆ なお、一般避難所の生活に限界があり、特別な支援を必要とする避難行動要支援者は、市災害対策本部が開設する避難行動要支援者用の福祉避難所や医療機関などに搬送してください。



4 生活再建の支援

(1) 巡回相談の実施

- ◆ 市が中心となり、必要に応じてケースワーカー、ホームヘルパー、保健師等による巡回相談チームを結成し、避難所を中心に巡回相談を行います。自主防災会、自治会・町内会、支援団体、支援者は積極的に協力してください。
- ◆ 巡回相談に際しては、避難行動要支援者の個別特性を踏まえ、手話（筆記、外国語）通訳者といった専門ボランティアも協力して行います。

(2) 在宅サービスの提供

- ◆ 巡回相談チームによる調査に基づいて、順次以下の在宅サービスを提供します。避難行動要支援者支援団体、支援者は積極的に協力してください。

- 
- ◇ ホームヘルプサービス
 - ◇ 給食サービス・入浴サービス
 - ◇ 保健指導サービス
 - ◇ 補装具・日常生活用具給付サービス
 - ◇ ガイドヘルパー派遣サービス



第4章 災害に関する情報

1 避難に関する情報

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、避難情報の発令は次の判断基準のとおりです。

【避難情報の一覧】

情報の内容	発令される状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>災害のおそれあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象状況等から災害が発生する恐れがあると判断した場合 ○河川の水位の上昇 (利根川6.9m、小貝川6.1m) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者、高齢の方、体の不自由な方、小さな子どもがいる方等避難に時間がかかる方とその避難を支援する方は避難を開始してください。
避難指示 (警戒レベル4)	<p>災害のおそれ高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1時間当たり100mm以上の降水量、降り始めからの降水量が400mm以上、竜巻注意情報が発表 ○土砂災害警戒情報が発表 ○河川の水位の上昇 (利根川7.4m、小貝川6.5m) ○地震により家屋の倒壊、火災のなど広域にわたり発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象地区にいる方は全員避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難（垂直避難）してください。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>災害の発生又は切迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○堤防の越水・決壊が発生又は切迫しているとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○既に災害が発生または切迫している状況です。安全な避難は難しいため、屋内の高いところに避難するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

2 災害時避難場所（水害時を除く。「4」を参照）

市は、延焼火災、土砂災害、建物の倒壊等からの避難者の生命等を保護し、防災活動の拠点としての機能を持たせる場所として、駐車場や校庭等を避難場所として指定しています。

（1）広域避難所

大規模な災害等のために、広域避難所を指定します。

【広域避難場所一覧】

NO	名 称	場 所	連絡先
1	とがしら公園	戸頭 8-1	-
2	取手競輪場	白山 6-2	74-1111
3	取手緑地運動公園	東地先	-
4	藤代スポーツセンター	櫛木 15	82-7200
5	北浦川緑地	中田	-
6	県南総合防災センター	櫛木 103	83-2776
7	稲戸井調節池内硬式野球場	戸頭地先(利根川 89.5 km付近)	-

（2）避難場所

【避難場所一覧】

NO	名 称	場 所	連絡先	該当地域
1	市之代集会所	市之代 499-1	-	市之代
2	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141	戸頭 5・6・8・9 丁目 戸頭（供平）
3	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380	戸頭 1・3・4・6・7 丁目・戸頭（常総ふれあい道路南側）
4	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78-1107	戸頭 1・2・3・4・7 丁目・戸頭（常総ふれあい道路北側）・米ノ井
5	永山小学校	下高井 2340	78-8221	貝塚・上高井・下高井(永山地区)・米ノ井(関鉄北側)・ゆめみ野 1~3 丁目(永山地区)
6	永山中学校	下高井 2311	78-8004	下高井(永山地区)・米ノ井(関鉄北側)・野々井・ゆめみ野 1~3 丁目(永山地区)

NO	名 称	場 所	連絡先	該当地域
7	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791	下高井・野々井（関鉄北側）・ 寺田（大山）・新取手1～5丁 目・ゆめみ野3～4丁目
8	江戸川学園 取手小学校	野々井 1567-3	71-3353	野々井・稲
9	取手西小学校	稲 70	74-3138	稲・寺田（国道294号南側）
10	江戸川学園取手 中・高等学校	西 1-37-1	74-8771	稲・西1～2丁目
11	取手第二中学校	寺田 5147	72-0102	寺田（国道294号関鉄南側）、 駒場1～4丁目
12	旧白山西小学校 （前田建設工業）	白山 8-11-6	74-2141	白山5～8丁目 新町5～6丁目
13	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221	白山1～4丁目・中原町・新町 1～4丁目
14	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146	本郷1～5丁目・井野台3～5 丁目・寺田（本郷北側）・桑原
15	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348	台宿2丁目・井野一丁目・井 野台1～2丁目・中央町・取手 1～3丁目
16	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141	井野団地・井野1～3丁目・ 井野
17	旧取手第一中学校	井野 3-15-1	74-2141	井野団地、井野3丁目、井 野、青柳1丁目、青柳、 東6丁目
18	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049	台宿1～2丁目・取手1～3丁 目・東1～2丁目
19	取手小学校	東 5-3-1	72-0059	台宿1～2丁目・東1～6丁 目・台宿
20	取手東小学校	吉田 400	73-2351	吉田・青柳・井野

NO	名 称	場 所	連絡先	該当地域
21	取手第一中学校	吉田 470	74-2215	吉田・青柳・長兵衛新田 (城根)
22	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141	小文間中西部
23	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934	小文間東部
24	小堀集会所	小堀 3894-1	-	小堀・取手
	成田つくば航空専門学校	取手西野 1842	04- 7188- 7787	
25	藤代小学校	藤代 53	83-3821	藤代・片町・宮和田 (6号線 北側)・谷中 (常磐線西側)
26	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138	宮和田 (6号線南側)・平野・ 藤代南 1~3 丁目
27	山王小学校	山王 380	85-8205	岡・和田・山王・配松・神 住・中内
28	六郷小学校	清水 373-1	82-2041	清水 (常磐線東側)・小泉・米 田・谷中 (常磐線東側)
29	久賀小学校	萱場 60	82-3358	双葉 1~3 丁目・大曲・新川・ 下萱場・萱場
30	桜が丘小学校	桜が丘 2-17- 1	82-7791	桜が丘 1~4 丁目・押切・高 須・大留・神浦
31	藤代中学校	櫛木 1343	83-0260	小浮気・櫛木
32	藤代南中学校	中田 880	83-3215	中田・渋沼
33	藤代高等学校	毛有 640	82-6283	毛有・清水 (常磐線西側)・光 風台 1~3 丁目
34	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427	浜田・上萱場・紫水 1~3 丁目
35	高須公民館	高須 2157	83-1499	高須・大留・神浦

(注意事項)

- ・該当地区に指定された避難所が被災し危険な場合、又は指定された避難場所まで行

くことが困難な場合等は、近隣の別な避難場所へ避難する。

- ・地区防災組織により避難所が定められている場合は、これを優先する。

(3) 避難所

【避難所一覧】

NO	名 称	NO	名 称
1	旧戸頭西小学校	18	取手小学校
2	戸頭中学校	19	取手東小学校
3	戸頭小学校	20	取手第一中学校
4	永山小学校	21	旧小文間小学校
5	永山中学校	22	取手松陽高等学校
6	高井小学校	23	小堀集会所
7	江戸川学園取手小学校		成田つくば航空専門学校
8	取手西小学校	24	藤代小学校
9	江戸川学園取手中・高等学校	25	宮和田小学校
10	取手第二中学校	26	山王小学校
11	旧白山西小学校（前田建設工業）	27	六郷小学校
12	白山小学校	28	久賀小学校
13	寺原小学校	29	桜が丘小学校
14	取手第一高等学校	30	藤代中学校
15	旧井野小学校	31	藤代南中学校
16	旧取手第一中学校	32	藤代高等学校
17	取手第二高等学校	33	藤代紫水高等学校
		34	高須公民館

(注意事項)

- ・避難所の開設が長期化した場合は、福社会館、市民会館、公民館、保育所等の公共施設を避難所として開設する。
- ・避難所の所在、連絡先は「2(2) 避難場所【避難場所一覧】」を参照

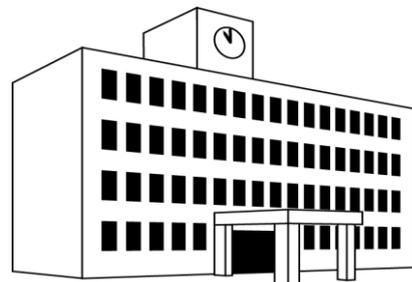
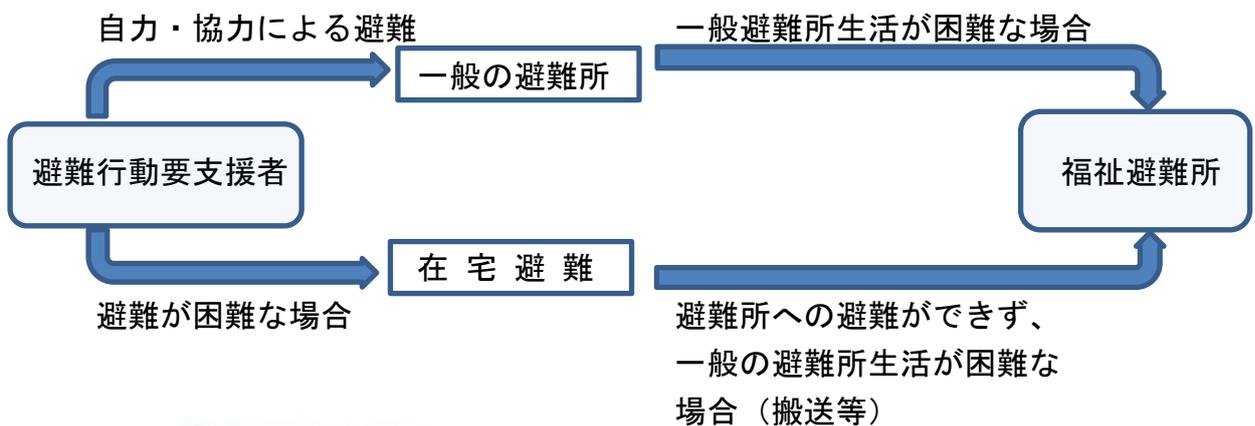
3 福祉避難所

福祉部、健康増進部は、災害時、特に支援を必要とする要支援者のうち、一般避難所での避難が困難と思われる高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を福祉避難所に入所させることにより、避難生活による身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【福祉避難所一覧】

NO	名称	場所	連絡先
1	つつじ園	戸頭 1299-1	78-3211
2	あけぼの	寺田 4723	74-5157
3	かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	73-8333
4	さくら荘	岡 1025	85-8733
5	障害者福祉センターふじしろ	藤代 730-1	83-5666
6	めぐみの杜	稲 29-1	84-6155
7	取手ウェルネスプラザ	新町 2-5-25	71-2122
8	水彩館	小文間 5720-1	77-1317
9	身障者ポニーの会	高須 2148	83-2266

【避難行動要支援者の避難の流れ】



4 水害時避難施設

水害時の避難施設として、第1次避難場所・避難所（13か所）、第2次避難場所・避難所（5か所）、水害時緊急避難場所（15か所）があり、市内に分散配置されています。水害に対する避難施設の役割は以下に示すとおりです。

(1) 第1次避難場所・避難所

役割				設置数
● 水害時に各地区から安全に避難できる場所				13か所
NO	名称	場所	連絡先	該当地域
1	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090	河川（利根川・小貝川）のはん濫により該当地域が異なります。 ※詳しくは、取手市洪水避難地図（ハザードマップ）を参照ください。
2	取手小学校	東 5-3-1	72-0059	
3	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221	
4	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146	
5	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141	
6	旧白山西小学校 （前田建設工業）	白山 8-11-6	74-2141	
7	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78-1107	
8	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791	
9	取手西小学校	稲 70	74-3138	
10	取手第二中学校	寺田 5147	72-0102	
11	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348	
12	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049	
13	成田つくば航空 専門学校	取手西野 1842	04- 7188- 7787	

(2) 第2次避難場所・避難所

役 割		設置数	
● 第1次避難施設の収容能力を超えた場合に開設する場所		5か所	
NO	名 称	場 所	連絡先
1	永山小学校	下高井 2340	78-8221
2	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141
3	永山中学校	下高井 2311	78-8004
4	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380
5	江戸川学園 取手小学校	野々井 1567-3	71-3353

水害時緊急避難場所

役 割		設置数	
● 第1次、2次避難施設に到達できない時に緊急に避難する場所		15か所	
NO	名 称	場 所	連絡先
1	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141
2	取手東小学校	吉田 400	73-2351
3	取手第一中学校	吉田 470	74-2215
4	藤代小学校	藤代 53	83-3821
5	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138
6	山王小学校	山王 380	85-8205

NO	名 称	場 所	連絡先
7	六郷小学校	清水 373-1	82-2041
8	久賀小学校	萱場 60	82-3358
9	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	82-7791
10	藤代中学校	柵木 1343	83-0260
11	藤代南中学校	中田 880	83-3215
12	藤代高等学校	毛有 640	82-6283
13	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427
14	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934
15	江戸川学園 取手中 ・高等学校	西 1-37-1	74-8771

5 災害に備えて用意しておくもの（チェックリスト）

いつ起こるかわからない災害に備えて、各ご家庭で用意しておく、いざという時に役立つもののリストです。用意できたものは□にチェックしましょう。

（※非常用品は、定期的に確認をして、賞味期限や使用期限が切れているものは取り替えておきましょう。）

【非常時のために備えておくもの】

医療関連	<input type="checkbox"/> 緊急医療情報キット（高齢者、障がい者等） <input type="checkbox"/> 常用薬 <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 常用している医療機器
非常食	<input type="checkbox"/> 非常食（加熱しないで食べられるもの） <input type="checkbox"/> 飲料水
救急用品	<input type="checkbox"/> 家庭用常備薬 <input type="checkbox"/> 包帯、ばんそうこう <input type="checkbox"/> マスク、消毒薬など
衣類	<input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 上着 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 軍手
生活用品	<input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> 紙、アルミはく製食器 <input type="checkbox"/> 携帯コンロ
	<input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ガムテープ
	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> アドレス帳

【非常時持ち出し品（バックなどに詰めて、わかる所に保管しましょう）】

医療関連	<input type="checkbox"/> 常用薬、お薬手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 各種受給証や手帳（障害、医療等）
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 通帳、キャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑
非常食	<input type="checkbox"/> 非常食（加熱しないで食べられるもの） <input type="checkbox"/> 飲料水
救急用品	<input type="checkbox"/> 家庭用常備薬 <input type="checkbox"/> 包帯、ばんそうこう <input type="checkbox"/> マスク、消毒薬など
衣類	<input type="checkbox"/> 下着、着替え <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> メガネ等
生活用品	<input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ティッシュ
	<input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 生理用品
避難用品 その他	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 呼び笛 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> ヘルメットなど

6 災害情報の入手と連絡方法

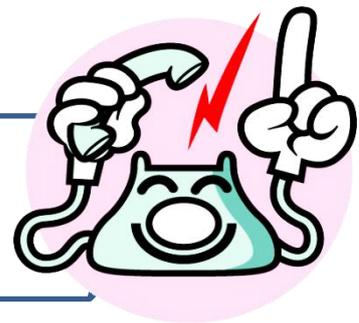
☆取手市ホームページ、メールマガジンなど最新情報を入手してください。

また、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、
取手市の災害情報を電話で聞けるサービスがあります。
いざという時は、下記の電話番号で確認してください。



取手市防災無線情報確認フリーダイヤル

0120-860-004



☆災害や地域情報の入手機関

行政	取手市役所	0297-74-2141 安全安心対策課
	取手市消防本部 消防情報ダイヤル	0297-74-0119 0297-73-0199
	取手警察署	0297-77-0110
電気	東京電力 パワーグリッド（株）	0120-995-007（フリーダイヤル）
ガス	東日本ガス（株）	0120-54-9924（フリーダイヤル）
	東京ガス（株）	0570-002-211
	東部液化石油（株）	029-870-3311
上下水道	茨城県南水道企業団	0297-66-5131
	取手地方広域下水道組合	0297-74-4125
地域	自治会長	— —
	自主防災会会長	— —
	地区班長等	— —
		— —

☆いろいろな連絡方法

<p>災害伝言ダイヤル 171</p>	<p>災害発生時に電話がつながりにくい状態になった時、「災害伝言ダイヤルセンター」に安否情報を音声で録音し、再生して聞くことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存時間 48時間 ・ 登録可能件数 1～10件（災害の規模による） ・ 登録可能番号 被災地域の市外局番から始まる番号
<p>災害伝言板</p>	<p>携帯電話やスマートフォンで使用できます。利用方法はご使用になっている携帯電話会社におたずねください。</p>
<p>公衆電話</p>	<p>公衆電話は「災害時優先電話」として、一般の電話よりつながりやすくなります。</p>
<p>三角連絡法</p>	<p>居住地から遠く離れたところに住んでいる親戚や知人を、共通の連絡先として家族で決めておくことも効果的です。</p>
<p>貼 り 紙</p>	<p>避難先などを書いた貼り紙も有効な手段です。家族で確実に見る場所を決めておきましょう。見たら返事を書きましょう。</p>





避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）

平成26年9月策定（令和3年改訂版）

取手市災害時要援護者支援チーム

（お問い合わせ先 取手市役所 ☎74-2141 社会福祉課）